

議案第23号 小松島市競輪施設整備等基金条例の制定について

《概要》

既存の小松島市競輪事業基金については、施設整備費に充てる場合のほか、経済事情の変動や災害の発生に伴う赤字補てん等財源調整等も目的としていることから、地方財政法に基づく公営競技納付金の算定においては、当該基金への積み立ては用途を特定しない基金への積み立てとして取り扱われ、納付金の増要因となっている。

施設整備等に用途を特定した基金に積み立てる場合については、積立金は競輪事業の経費として扱われ、公営競技納付金の増要因とはならないことから、既存の小松島市競輪事業基金条例から施設整備費に充てる場合の規定を削除し、新たに施設整備等に用途を特定した小松島市競輪施設整備等基金条例を制定するもの。

小松島市競輪施設整備等基金条例

《設置》

第1条 小松島市競輪場の施設(以下「施設」という。)の整備等に要する経費の財源に充てるため、小松島市競輪施設整備等基金(以下「基金」という。)を設置する。

《積立て》

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度小松島市競輪事業特別会計歳入歳出予算に定めるところによる。

《管理》

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

《運用基金の処理》

第4条 基金の運用から生ずる収益は、小松島市競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

《繰替運用》

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

《処分》

第6条 基金は、施設の整備等に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

《委任》

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小松島市競輪事業基金条例の一部改正)

2 小松島市競輪事業基金条例(昭和62年小松島市条例第15号)の一部を次のように改正

する。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正)

3 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例(平成14年小松島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(9) 小松島市競輪施設整備等基金条例(平成26年小松島市条例第〇号)